

群馬県衛生環境研究所における公的研究費による研究に係る運営・管理取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は群馬県衛生環境研究所（以下、「研究所」という。）の研究員が、公的研究費を活用して実施する研究について、その運営・管理・監査について必要な事項を定め、適正な執行を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 本要領において対象とする公的研究費とは、各省庁又は各省庁が所轄する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究費、補助金、委託費、運営費交付金及び寄附金等を財源として当研究所で扱うすべての研究費をいう。

2 本要領において研究員とは、研究所で研究に従事する職員とする。

(研究計画の策定)

第3条 研究員は、公的研究費の活用によって研究する場合は、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 研究員は、あらかじめ公的研究費に係る規程等に定める様式に従った研究計画書を作成し、当該調書の写しを所長に提出するものとする。

(研究成果の取扱い)

第4条 研究員は、前条により公的研究費を活用して行った研究の成果については、自らの判断で公表することができる。また、公表にあたっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第5条 研究員は、公的研究費制度に係る規程等に従い報告書を作成し、当該報告書の写しを所長に提出するものとする。

(機関内の責任体系)

第6条 研究所の公的研究費の運営、管理を適正に行うために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 最高管理責任者は、研究所全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者とし、所長をもって充てる。

最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について研究所全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、副所長をもって充てる。

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

4 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、次長（総務係長）をもって充てる。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、部局等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

（基準の明確化・統一化）

第7条 公的研究費の事務処理については、群馬県一般会計及び特別会計に係る事務処理に準ずるものとし職員に周知を図るものとする。

（相談窓口）

第8条 適正かつ効率的な研究遂行を支援するため、公的研究費の事務処理手続き並びに使用ルールに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口を、総務係に設置する。

（関係者の意識向上）

第9条 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、機関の不正対策に関する方針及びルール等のコンプライアンス教育を実施するとともに、受講者の受講状況及び理解度について把握する。

これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。

2 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

（不正防止計画推進者又は部署）

第10条 公的研究費の運営・管理を適切に行うため、不正発生の要因を把握し、不正防止計画の策定・実施を推進する者は、感染制御センター長及び次長（総務係長）、水環境・温泉研究センター長、主席研究員及び各係長がこれにあたる。

（執行状況の確認）

第11条 コンプライアンス推進責任者は、予算の執行状況を確認し、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば繰越制度の活用等の改善策を講じなければならない。

(発注段階での財源の特定)

第12条 発注をする者は、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにしなくてはならない。

(通報(告発)窓口)

第13条 機関内外からの通報(告発)を受け付けるための窓口は次長(総務係長)とする。

2 次長(総務係長)は不正通報があったときには、通報者の保護に配慮するとともに最高管理責任者に速やかに報告するものとする。

3 通報に関する調査は、別に定める「群馬県衛生環境研究所における公的研究費の不正使用等に係る調査に関する規程」による。

(内部監査)

第14条 最高管理責任者は、不正発生の可能性を最小にし機関全体の視点から監査を行う内部監査委員会を設ける。

2 内部監査委員会は、感染制御センター長、次長(総務係長)、水環境・温泉研究センター長、主席研究員および各係長をもってこれを構成する。

3 内部監査委員会は、「群馬県衛生環境研究所 内部監査規程」に基づき会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証も行う。

(会計処理)

第15条 公的研究費の会計事務は、研究所の出納員及び総務係会計員が行うこととし、その処理にあたっては、資金配分機関が定める補助金等の取扱いに関する規程等の規定によるほか、次の各号に掲げる条例等の規定に準じて行う。

群馬県財務規則

群馬県職員等の旅費に関する条例

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか公的研究費の取扱いに必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成16年 4月1日から施行する。

この要領は、平成17年 4月1日から施行する。

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

この要領は、平成20年 4月1日から施行する。

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

この要領は、平成30年 2月8日から施行する。